

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

山、川ふるさと水の再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県新城市

### 3 地域再生計画の区域

新城市のうち新城南部地区及び作手地区

### 4 地域再生計画の目標

現在の新城市は、平成17年10月1日に旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町、旧作手村（以下「作手地区」という。）の3市町村が合併して誕生した。

新城市は、県土の約1割を占める広大な市域（499.0km<sup>2</sup>）を有し、その83.5%を森林が占めており、三河材の生産をはじめ、豊川用水の水源である宇連ダムや大島ダムを抱えるなど豊川下流域の水源地域として重要な役割を果たすとともに、豊川下流域の発展に大きく貢献してきた。

また、本市で最初に農業集落排水事業を実施した作手地区の北東部は、矢作川水系の水源地域であり、中核市となった豊田市、岡崎市の発展にも大きく貢献している。

一方、下流域の繁栄とは対照的に上流の山間部では基幹産業であった農林業が衰退し、人口減少、担い手の高齢化等多くの問題を抱えている。

森林の荒廃は水不足や水質汚濁の原因となるばかりか、自然災害の危険性を増大させ人々の生活にも大きな影響を与えかねない。近年、森林や農地がもつ水源涵養などの公益的機能は、メディアなどを通じ広く一般に認知されているところであるが、この豊かな自然を守りつづけるため、自然との共生、再生可能な循環型の街づくりを目指し、水のふるさとである山、川の環境を守ることが重要であり、そのためには地域に適した污水处理施設の整備を進める必要がある。

本市の污水处理施設の供用開始人口は、公共下水道13,188人、農業集落排水2,697人、地域下水道597人、合併浄化槽10,355人（平成22年4月1日現在）となっており、住民基本台帳人口に対する普及率は58.5%となっている。

人口が集中する市街化区域は、公共下水道により污水处理施設の整備を進めているが、その区域は市域の1.1%に過ぎない。水洗化人口の増加は、水環境の保全と生活水準の高度化を図る上で必要不可欠であるが、市街化調整区域などの市周辺部の整備は市の中心部と比べ遅れているのが現状である。

このような状況を踏まえ、今回地域再生基盤強化交付金を利用し、既に事業採択（平成21年度）を受けた農業集落排水事業（新城南部地区）の早期完成を図るとともに、集合処理が適さない市周辺部での浄化槽（個人設置型）整備を進めることにより、それぞれの地域に適した污水处理施設整備をさらに推進し、市内全域の水洗化を早期に達成する。

また、山や川など日本の原風景が残る上流部の水質を改善することにより、ほたるが飛び交う昔ながらの水辺を取り戻し、水のふるさとである新城市を訪れる観光

客の誘致を図るとともに、子供が遊べる安全な生涯学習の場として水辺を活用することにより、市周辺部のにぎわいを取り戻し地域の再生を目指す。

(目標 1) 新城南部地区と作手地区を合わせた水洗化率 47.3% (平成 22 年 4 月 1 日現在) を平成 27 年度末までに 60.0% 以上とする。

(目標 2) 小中学校を中心に毎年度実施している水生生物調査において、水質階級 I (きれいな水) と評価された地点が全観測地点の 39% (平成 21 年度) となっているが、平成 27 年度には水質階級 I の評価地点の割合を 43% 以上とする。

(目標 3) 新城市全体での観光客入り込み客数を、202 万人 (平成 21 年度) から 220 万人以上 (平成 27 年度) に増加させる。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

地域に適した汚水処理事業を進めるため、新城南部地区においては、平成 21 年度に事業採択された農業集落排水事業により汚水処理施設の整備を進め、作手地区においては、作手地区での集合処理施設としては最終の計画であった巴地区の農業集落排水施設が平成 21 年度に供用を開始したことにより、集合処理による整備がほぼ完了したため、地理的に集合処理ではコスト高となる区域について、浄化槽 (個人設置型) により整備を進める。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

- ・農業集落排水…平成 21 年 4 月に、事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

- ・いずれも愛知県新城市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽 (個人設置型)

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 新城南部地区
- ・浄化槽 (個人設置型) 作手地区

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成 23 年度～27 年度
- ・浄化槽 (個人設置型) 平成 23 年度～27 年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設  $\phi 75 \sim 300$  15,600 m  
処理場 1カ所
- ・浄化槽 25基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設で 2,160 人、浄化槽 (個人設置型) で 75 人

[事業費]

- ・農業集落排水施設 事業費1,530,000千円（うち、交付金765,000千円）
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 10,350千円（うち、交付金 3,450千円）
- ・合計 事業費1,540,350千円（うち、交付金768,450千円）

### 5-3 その他の事業

#### (1) 河川環境美化活動

[事業主体]愛知県新城市

国土交通省主催による「川と海のクリーン大作戦」などの機会を捉え、自治会などの各種団体に広く呼びかけ清掃活動を行うことにより、水環境の大切さを認識し、ふるさとの川を守ると共に公共水域の水質浄化につなげる。

#### (2) 地域再生計画「森林総合産業の創出」（認定第1号）

[事業主体]愛知県新城市

森林を環境面に配慮した複合的、総合的産業として確立させる。森林の多様な機能・価値に着目し、森林管理、森林教育、新エネルギー供給、自然環境型農業、滞在体験型観光、木材の加工生産の川上への集約、再編などの新規事業を促進し、雇用機会を増加させ産業活動を活性化する。

#### (3) 地域再生計画「DOS地域再生計画（Do Outdoor Sports）」（認定第1号）

[事業主体]愛知県新城市

アウトドアスポーツのまちづくりを進め、経済の活性化と雇用の創出を図る。道路・河川使用許可の円滑化等の条件整備を行い、アウトドアスポーツ大会を積極的に誘致し、流入・交流人口の増加につなげ、若者が恒常的に集う元気なまちの実現を目指す。

## 6 計画期間

平成23年度～27年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に新城市において必要な調査を実施するとともに、庁内関係部局による評価チームを設置し、達成状況の評価、改善すべき事項等の検討を行う。その結果については、市ホームページで公表する予定である。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし